

平成28年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成28年12月15日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 鐘 裕 之 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第80号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第81号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算

(産業厚生常任委員長)

議案第84号 勝浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第88号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第89号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第90号 平成28年度勝浦市水道事業会計補正予算

陳情第5号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書の採択について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第91号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第11号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書について

第5 議員の派遣について

開 議

平成28年12月15日(木) 午前10時開議

○議長(寺尾重雄君) ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(寺尾重雄君) 日程第1、議案、陳情を上程いたします。

議案第80号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議

について、議案第81号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第83号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第86号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋 元君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月12日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第80号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第81号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第83号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第86号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件につきまして、議案第80号、議案第81号及び議案第86号、以上3件は、全員賛成で、議案第82号及び議案第83号、以上2件は賛成多数で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、議案第82号及び議案第83号につきまして、市民の納得を得ることを通じて改正を行うべきとの反対討論がありました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第83号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、議案第81号での一般職の職員の給与の条例改正の根拠となった平成28年人事院勧告の3つの内容である0.2%のベースアップ、期末手当、勤勉手当の0.1カ月分引き上げ、扶養手当の見直しのうち、期末手当の0.1カ月分引き上げだけを特別職の給与と議員報酬に当てはめようとするものです。しかし、雇用された公務労働者である一般職の職員と市民から

直接選挙で選ばれた市長並びに議員では、その給与、報酬の性格は全く違います。市長並びに議員の給与、報酬は、市民参加の報酬審議会などを通じて、市民が妥当と認めるものでなければなりません。人事院勧告に基づくベースアップやベースダウンがなじまないのはもちろん、今回のように人事院勧告のうち、期末手当の0.1カ月分引き上げだけを採用し、一般職と同様にすべき必然性也没有ありません。現に一般職の期末・勤勉手当の年間月数は4.2カ月であり、特別職と議員の期末手当の年間月数は4.15カ月と違っており、同じにする必要性也没有ありません。一般の公務員を対象にした人事院勧告を唯一の根拠に、市民の目の届かないところで特別職並びに議員の報酬を引き上げるのは、お手盛りと言われても仕方ありません。堂々と報酬審議会でもベースのアップ・ダウンを論ずるべきであり、一般職の手当の0.1カ月分引き上げに便乗する今回の条例改正は、金額はわずかであっても、根拠に道理がなく、到底市民の納得を得られるものではありません。

以上を申し述べ、議案第82号並びに議案第83号に対する反対討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第81号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第83号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第86号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第84号 勝浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第85号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第87号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第88号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第89号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第90号 平成28年度勝浦市水道事業会計補正予算、陳情第5号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書の採択について、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 鈴木克己君登壇〕

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第84号 勝浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第85号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第87号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第88号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第89号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第90号 平成28年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上6件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書の採択については、陳情者に説明を求め、審査を行いました。その結果、全員賛成で、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 陳情第5号につきまして、質問いたします。陳情事項の第1項目に、安定財源の確保として、森林環境税の早期実現という文言が盛り込まれておりますが、これについて、どのような審議がなされたか、お尋ねします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 先ほどの報告でも申し上げましたとおり、この案件につきましては、陳情者である千葉県地域森林労連執行委員長、戸村文彦氏に提案の説明をお願いしたところであります。その中で、1番目に「森林環境税（仮称）」となっておりますが、その導入等についてもここでうたわれております。それにつきましては、戸村さんのほうから説明がありました。森林環境税という言葉が入っていますが、この税となると、大変デリケートな問題だと思っております。そういう中においても、今国のほうでも政府税調関係で、森林環境税導入についても検討しているという中において、今の森林環境を守るためには、その下支えとなるものが必要であるというようなこと等についての説明がありました。この環境税導入という部分については、国民に対する税負担の重さもあると思いますが、日本の国、千葉県においても、勝浦市においても森林というものがこれから非常に大事な分野を占めてまいりますので、その辺の整備を行わなければならないという形では、こういうものの導入もあり得るということの内容でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 森林環境税につきましては、既に全国で30の県が導入しております。最初に導入したのが高知県でありましたが、その後30の県に広がっております。千葉県を初め17の都道府県はまだ検討中であつたり、導入をしておらないという状況でございますが、導入した30の県のうち20の県が、県民1人当たり500円を県民税に上乗せするという徴収方法をとっております。最初に導入した高知県では、赤ちゃんからお年寄りまで1人500円、そして法人も大きくても小さくても500円、県民税への上乗せをして徴収しておるということで、貧しい人ほど負担感の大きい大衆課税であるわけですが、千葉県は今導入しているわけではありませんで、どういう姿になるかはわかりませんが、全国の体制がそういう状況でありますので、そういう方向に流れることも容易に想像されるわけですが、そういった森林環境税の現状については、委員の皆さんの協議の中で、そういう認識にまで至らなかったのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 今、質問があつたとおり、内容について、個別にこの具体的な内容はまだ話が出ていませんでしたので、この協議の中では、その具体的なことについては触れていません。ただ、戸村さんのほうからの説明もあつたとおり、今とにかく日本の国有林を含め、私有林を含めて、日本の森林は非常に荒れているという状況があります。戦後の育林

というか、植林を含めてやってきたものが、今ちょうどその最盛期を迎えている中で、間伐等も、国有林については国がやっていますので、それぞれ計画に基づいて行われていますが、特に私有林についてはそういうものができていない中で非常に山が荒れている。山が荒れるということは、自然環境が既に荒廃していく過程の一つであります。そういう中において、今、森林状況をどうにかしなければいけないという財源を求めるものでありますので、これについては新聞報道の中にもありましたが、今、自民党の税制調査会は、与党協議に先立って開いた会合で、市町村の森林整備財源に充てる森林環境税の導入について、28年度改正で結論を得ると、大綱に明記するということが報道されています。この税についても個人住民税に上乗せする枠組みという中で検討するようではありますが、国民一人一人に対して、このような状況を日本の国を守るという立場の中から必要ではないかということの話し合いはありました。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 予算をきちっと確保して、森林・林業の諸施策の推進に当たるべきだと思いますので、財源をきちっと確保することの大切さ、それは当然私も同感であります。森林環境税という目的税をつくるという議論はあるわけですが、目的税をつくらないと財源がつかれないわけではなくて、これほど重要な森林・林業の重要性を正に認めるならば、一般財源から必要な財源を確保するのが常道だと思うのです。この陳情は、この点以外の点においては大いに支持すべき、推進すべき内容を持っておりますので、私は採択すべきと思いますが、ここの1点につきましては、後ほど発議案の上程に際して、私のほうからご質問をし、またお願いをしていきたいと思っておりますので、答弁は結構でございます。

○議長（寺尾重雄君） 鈴木産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 今、答弁いいと言ったのですが、1つ言い漏れました。この協議会の中で、最初には森林環境税の導入が今必要なのか、もっと議論すべきではないかという議論は委員の中からありましたので、つけ加えます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（寺尾重雄君） これより議案第84号 勝浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第85号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第87号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第88号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第89号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第90号 平成28年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、陳情第5号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書の採択についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、陳情第5号は、採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、議案を上程いたします。議案第91号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第91号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であり、社会資本整備総合交付金事業による跨線橋である松部1号橋の定期点検業務委託料の精算に伴う減額及び緊急に補修が必要とされた市野川地先の市道上堀切山ノ田線に架かる市野川2号橋の橋りょう修繕に係る設計業務委託のための経費を補正するものであります。

これによりまして、歳入歳出予算におきましては、既定予算から131万6,000円を減額し、予算総額を107億8,193万6,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、土木費において、道路橋りょう総務費を主に131万6,000円を減額しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算で国庫支出金72万4,000円、繰越金59万2,000円を減額しようとするものであります。

繰越明許費においては、社会資本整備総合交付金事業の橋りょう設計業務委託について、年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

以上で、議案第91号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

なお、質疑に際しましては、事項別明細書のページ数をお示し願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（寺尾重雄君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第3、諮問を上程いたします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年3月31日で人権擁護委員、塩谷恵理子さんの任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、塩谷恵理子さんを委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

塩谷恵理子さんの経歴を申し上げますと、昭和48年3月、千葉敬愛短期大学初等教育科を卒業後、昭和48年4月から千葉市仁戸名幼稚園に勤務し、昭和53年3月に同幼稚園を退職、その後、有限会社ヤマザキデイリーストアー勝浦興津店勤務を経て、現在、塩田病院において看護補助業務に携わっております。

また、この間、青少年相談員、明るい県民づくり推進委員、民生委員・主任児童委員を歴任され、平成20年4月から人権擁護委員に選任され、現在に至っております。

その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 日程第4、発議案を上程いたします。

発議案第11号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第11号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

森林は、食料や水、木材・エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産であります。

また、我が国の森林資源は、戦後造成された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源の循環利用を確立させ、森林の公益的機能の維持・増進を図るとともに、林業・木材関連産業を振興させることが重要な課題であります。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にあります。

こうした中、新たな「森林・林業基本計画」が、本年5月24日に閣議決定されましたが、この間、講じられてきた路網整備、施業集約化、国産材の安定供給体制の構築等の一層の推進はもとより、主伐後の確実な再造林、国産材需要拡大等の施策の確立が重要となっています。

よって、国におかれましては、森林資源の循環利用の確立を初めとする森林・林業施策の推

進、平成29年度予算概算要求で計上された予算額の確保等について、具体的進展が図られるよう、次の事項を早急に実施されるよう強く要望します。

1. 「森林・林業基本計画」に掲げる施策の推進に向け、平成29年度予算概算要求で計上された予算額の確保を図ること。

また、地球温暖化防止森林吸収源対策の推進については、安定財源の確保に係る新たな仕組みとして検討されている「森林環境税（仮称）」の早期実現を図るとともに、「地球温暖化対策のための税」を活用した木質バイオマスイエネルギー等の利用に係る予算の拡充、森林吸収源対策として措置された地方財政措置の拡充を図ること。

2. 森林資源の循環利用確立に向け、国の責務として確実な再造林を図るため、鳥獣害対策も含めた公的補助の拡充を図ること。あわせて、苗木の安定供給に向けた施策の拡充を図ること。

3. 林地の集約化、森林経営計画策定の促進に向け、市町村への林務担当職員の配置、人材育成に向けた国の支援策を講じるとともに、国の職員による技術的な支援を行うこと。

4. 地域材の安定供給体制の確立に向け、原木の取りまとめは、流域単位の川上から川下の関係者及び官民連携による協議会方式を基本とし、安定供給、需要調整、販売をコーディネートする組織・人材の育成を図ること。

また、地域材利用促進については、公共建築物の木造化、中高層建築物等へのCLTの利用拡大等、これまでの対策を一層推進させるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連施設への地域材の利用促進と、森林認証・認証材の普及拡大に向けた対策を図ること。

5. 「山村振興法」の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講じる等の具体的施策の確立を図るとともに、地域振興・地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、地域の事業体が優先的・安定的に受注できる発注方式に変更すること。

また、林業労働力の育成・確保のための施策の拡充、労働安全対策を初めとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。

6. 条件不利地域など適正な森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図るとともに、事業の長期的・安定的な実施に向けた体制の確立を図ること。

また、経営意欲の低下した所有者の森林、不在村所有者森林など、林地集約の支障となっている森林については、地方公共団体による公有林化の促進に向け、全額国費による助成措置を講じる等、支援の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 先ほど陳情の採択のところでも質問させていただきましたが、意見書の第1の項目にあります「安定財源の確保に」以下、安定財源の確保のため「森林環境税（仮称）」の早期実現を図る」という文言が入っておりますけれども、先ほども申し上げましたと

おり、この森林環境税、現在のところ、30の県における県民税への上乗せという形で、一律1人500円というような徴収が大半のところで行われているわけですが、国税となった場合においても、そのような現実の森林環境税のこういう徴収のされ方というのがスライドするのではないかと懸念をするものであります。

そうした点では、意見の賛否が分かれる税としてこの森林環境税というのが検討されているわけですが、あえてこの意見の分かれる森林環境税の早期実現という文言をここに入れることは、本来、この意見書を全会一致で採択できるものだと思うんですが、この一文があるがために賛否が分かれてしまうということだと思います。そういう点では提案者におかれましては、ここを「安定財源の確保を図るとともに」ということで、安定財源の確保を森林環境税の早期実現に限定しないよう、文言を削除していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 先ほど、私がこれを提案をする前に議論がありました。そこで、藤本議員のほうからもそのことについては本人のお考えを示されたところでありますが、この陳情第5号の採決については全員賛成だと確認していますが、賛成した上で、また今ここで、これを切ったほうがいいのじゃないかという提案については、私は承服し得ません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私は、陳情自体の全体の趣旨は賛同すべきものだと思ひまして、採択に賛成いたしました。しかし、発議は、この議会が行うことですので、私が陳情の中で問題を指摘した点について、この意見書の中に盛り込むことにおいて、この陳情者の意を酌みつつも意見が分かれる森林環境税の早期実現という文言は、この議会が発議するこの意見書の中から削除したほうがいいと考えまして、そのようにお取り計らいいただけないか質問したところでありますけれども、採択したじゃないか、賛成したじゃないかという、そういう手続の問題としてではなく、この森林環境税の早期実現という文言をどうしても入れる、安定財源の確保にこれを限定する、このことについて、お取り下げいただけないかということをお願いしているので、そのこと自体についてご答弁いただければと思うんですが。

○議長（寺尾重雄君） 藤本議員、再度ですか。

○1番（藤本 治君） はい。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 確かに今言われた中で、森林環境税のところについてでありますけれども、先ほども説明しております。それとあと、これを持ってきた提案者、戸村氏からの説明においても、今後この議論は深めていく必要があろうかと思いますが、今現段階では、やはり国が進めてきているこの森林環境税についても、それを追従するという言い方はおかしいかもしれませんけれども、市としての見解をやはりここで示しておくべきだということに基づいては、私は、この森林環境税は入れた内容にする必要があると思います。ですから、今質問のあったことにつきましては、先ほども言ったとおり、前段の中でもう少し、そこで緊急動議を出すとか、自分の意見書を出すのであれば動議で出せばいいわけですし、結果として採択された中において、今さらという言い方は失礼かもしれませんが、順番が違うんじゃないかというふうに私は思います。そういうことで、これを撤回し、また修正する考えはありません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 手続のことを盛んに言われるんですけども、私は全体の趣旨は賛同すべきものであり、支持するということでありまして、この文言を入れるか入れないかはこの議会が判断することです。それでお願いしたわけなんですけど、お願いは残念ながら拒否されてしまいましたので、改めてこの森林環境税の早期実現を削除した修正動議を提出したいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁はよろしいですか。

○1番（藤本 治君） 結構です。

○議長（寺尾重雄君） 動議に対し、賛成の方はありますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺尾重雄君） 賛成が2名なので、ただいまの藤本治議員からの発議案第11号「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書についての意見書案を修正する動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 開議

発議案第11号の修正動議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議案第11号「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書についての意見書案を修正する動議を議題といたします。

提出者から説明を求めます。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、発議案第11号の意見書についての修正を求めることにつきまして、その提案の理由を説明させていただきます。今回の発議案は、森林の多面的機能の持続的発展や地球温暖化防止への森林の果たす役割の大きさから見ても、大変重要な森林・林業に対しまして、十分な予算を確保して、諸施策を強力に推進することを求めるものとなっております。したがって、全体としては大いに支持すべき内容であるにもかかわらず、ただ1点、1項目目の安定財源の確保に、あえて森林環境税の早期実現というものが指定をされ、限定されております。これが問題であります。森林環境税というのは、既に都道府県におきまして、全国で30の県で導入されております。千葉県では、導入はされておられません。30の県で導入されたうち20の県では県民1人当たり500円を県民税に上乗せして徴収をするものとなっております。最初に導入した高知県では、赤ちゃんからお年寄りまで県民1人当たり500円、そして、法人に対しましても、大きくても小さくても500円の県民税への上乗せがされ、徴収されております。これを基金に入れ、それを財源にして各県での森林・林業に対する整備の事業に充てているわけでありまして。ほかの10の県につきましても、500円ではなく1,000円を上乗せしているところが4県ですとか、800円を上乗せしているところも3県あるなど、主にこのような500円から1,000

円にわたる均一の課税を一人一人に課税するという大衆課税の方式がとられております。国税としてこの森林環境税をつくってほしいという今回の意見書の文言につきましても、大いに意見が分かれるものとならざるを得ません。貧しい人ほど負担感の大きな大衆課税でありますので、本来、森林・林業の重要性を正当に認めるのであれば、このような税に依存するのではなくて、一般財源から必要な財源を確保するのが常道だと思います。

したがって、意見の分かれる森林環境税を、あえて安定財源として意見書の中に限定する、指定するということは、この文言さえなければ全会一致でこの意見書を採択できるものでありますので、これを取り下げる修正、これが発議案第11号の修正案として掲げました3行目以降、「安定財源の確保を図るとともに」ということで「森林環境税（仮称）」の早期実現」というこの文言を削除した修正を行っていただきまして、全会一致でこの意見書を採択できるよう、お取り計らいいただけますよう、皆さんの賛同をお願いして説明を終わるものであります。

○議長（寺尾重雄君） 提出者からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 私からは、ただいまの発議案第11号に対する修正動議の案について、発議者に対して質問させていただきます。発議者のほうからは、今回の意見書の趣旨については賛成するけれども、「森林環境税（仮称）」という文言が入っていることに対して、この文を削除して採決していただきたいという説明があったわけでありましてけれども、先ほど鈴木克己委員長、また発議案第11号の発議者である鈴木議員からお話がありましたけれども、陳情第5号の「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書の採択について、この意見書に全議員が賛成をしております。この意見書の採択については、陳情の趣旨及び1から6の各事項全てにおいて、この意見書についての採択に対して賛成しているわけでありまして。ということは、この森林環境税が入っている入っていないにかかわらず、入っている意見書について賛成をしているわけですので、このことについて、市議会議員として、そして政治家として、みずからの意思表示を行ったことに対して、わずか15分後に改めてこれをひっくり返すような修正動議案が出されたということでありまして、そのことに対して、自身の、議員としての、また賛成された方に対してもそうなんですけれども、このことについてしっかりと、これを認めることになれば何でもありになってしまいます。勝浦市議会は、そんな軽いものじゃないんですよ。我々議員は市民から選ばれた議員であります。もう少し自身の意思表示、しっかりと態度をとっていただきたいというふうに思いますが、そのことについて発議者から答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私は、先ほどの陳情の採択に賛成をいたしましたのは、質疑でも申し上げましたが、全体として支持すべき内容であるということを賛成をいたしました。そして、発議案として意見書を採択するその際には議会の意思を盛り込むわけでありまして、議会の意思としては、私が問題として指摘をいたしました「森林環境税」の早期実現」というこの文言については、議会が発議する意見書からは削除したいということで、この修正動議をさせていただいています。何ら矛盾する点はないと思います。議会が発議するその意見書を正しいものにしようということでの修正動議でありますので、一連の私のとった態度、そして賛同い

ただいた照川議員につきましても、陳情を認めるか認めないかということと、それを受けて意見書を発議するという際に議会に意思を込めるわけでありますので、その際、問題点のある「森林環境税」という文言を削除した意見書を提出しようという修正動議でありますので、矛盾はないものと思いますので、ぜひそのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 言った言わない、考え方の違いなので、これ以上質問してもしょうがないことなんでしょうけれども、今回の陳情第5号に関しては、委員会の中で、千葉県地域森林労連執行委員長の戸村文彦氏を説明者として招きまして、この意見書の内容を、我々産業厚生常任委員会の中ではしっかりと議論いたしました。そして、この趣旨については全会一致で採択するというので、委員会の中では全会一致になりました。そして、これを国に対して意見書を出す、これを本会議の場で全員が賛成しているということを、私はこの場でもう一度、全員が賛成している意見書であるということを申し上げたいと思います。

そして、発議者に対して、森林環境税ではなくて一般財源からという説明がありました。それももっともな意見だと思います。もっともな意見だと思うけれども、勝浦の治水や水源、恵まれた海を守るためには森林を整備していくことが最も大事だと思います。安定したおいしい水を確保する、子どもたちに将来残していかなければいけない海岸線を維持するためには森林の確保は大事なんです。そして、それは一般財源から組み入れるということはもっともだけれども、しっかりとした目的税として森林環境税、今、都道府県税という話もありましたけれども、今政府自民税調では、これを国税とするのか市町村税にするのか、それについても今後議論していくという話であります。そういうことなので、都道府県で一律500円だ、1,000円だということではなくて、政府税調において、この森林環境税をこれからどうしていくのかということも今議論されているわけでありますので、我々は将来の勝浦の子どもたちのために、そして、日本の子どもたちのためにこの森林を守っていくということを前提に、この発議案に対しては修正動議を認める、認めないではなくて、本来の発議案第11号をしっかりと粛々と採決していただきたいと思います。私の意見として終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第11号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書についての意見書案を修正する動議を採決いたします。ただいまの動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手少数であります。よって、ただいまの動議は否決されました。

ただいま議題となっております。発議案第11号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第11号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、発議案第11号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書について、残念ながら反対の立場から討論を行います。今回の発議案は、森林の多面的機能の持続的な発展や、地球温暖化防止への森林の果たす役割の大きさから見ても大変に重要な森林・林業に対しまして、十分な予算を確保して諸施策を強力に推進することを求めるものとなっております。全体として大いに支持すべき内容であるにもかかわらず、ただ1点、1項目目の安定財源の確保に、あえて森林環境税の早期実現が指示されております。これが問題であります。森林環境税は、千葉県では現在未導入であります、全国では30の県で導入されております。うち20の県では県民1人当たり500円を県民税に上乗せして徴収するという徴税方法です。貧しい人ほど負担感の大きい大衆課税であります。森林・林業の重要性を正に認めるのであれば、このような税に依存するのではなく、一般財源から必要な財源を確保するのが常道だと確信いたします。

したがって、意見の分かれる森林環境税を、あえて安定財源として指定し限定することは、せっかく全会一致で発議できる意見書をそうさせない障害となるものであります。

以上、反対の理由を申し上げまして、発議案第11号に対する反対討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 私は、陳情第11号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書の発議案について、賛成の立場で議論をいたします。この陳情の趣旨であります、先ほど前段者からも話があったとおり、森林の大切さ、その森林をどう守っていくか、それについてどうして予算づけをしていくかということであり、それに対して産業厚生常任委員会の中では、我々議員として、あるいは市民の代表として、しっかりとこの森林環境税についても議論をした上で、全会一致で可決採決をしております。その上で、先ほど議会の中でも全会一致で採決をしておりますので、全く正当なものだと思います。反対、賛成の立場があると前段者がおっしゃっていましたが、これについては現段階では、この議会の中では全く賛成一致で進んでおるものであります。そういった立場から、私は賛成の立場で討論を終えたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 私も発議案第11号に対して賛成の立場で討論いたします。この森林・林業に関しまして、先ほど来、委員長報告また発議者の質疑等ありました。勝浦市にとって森林を守っていくことは非常に大事なことです。先ほども申し上げましたけれども、夷隅川の最上流である水源を守る、また、恵まれた海岸線、磯根を保護していく、水産業を守るためにも森林の保護は大切です。また、昨今、今回の議会でもたびたび取り上げられましたけれども、有害鳥獣対策としても森林の整備は必要なことであります。そして、今回の意見書の中にも付記され

ておりますけれども、戦後人工林が既に利用の時期に来ております。それを利用することによって、この森林を保護していく、そして、そのことは国民全体の利益であります。国民全体が財産である森林を守り、その利益は国民全体が享受していくべきものであります。

したがって、今回の目的税である森林環境税の導入について、しっかりとこの意見書の中で付記をし、国民全体が利益を享受していくために、今回の意見書を採択していただくよう、発議案第11号に賛成するものであります。

もう一度申し上げます。勝浦市のみならず日本の森林を守っていくことは、日本のこれから子どもたちのために、将来のためにも必要なことであるということを申し上げまして、議員各位におかれましては、全会一致で賛成していただくようお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第11号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議 員 の 派 遣 に つ い て

○議長（寺尾重雄君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第164条の規定により、お手元へ配付の議員派遣の件について、承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

閉 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成28年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

なお、市長から挨拶がありますので、お聞き取りを願います。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） 平成28年12月勝浦市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月5日から本日までの11日間にわたりまして、議員の皆様方には慎重なるご審議を賜り、全議案について可決をいただき、まことにありがとうございました。

この議会におきまして、皆様からいただきました貴重なご意見、ご要望につきましては、今後、十分留意、検討してまいりたいと考えております。

これから寒さが一層厳しくなる時期でございますので、風邪など引かぬようにご自愛をいただきたいと思っております。

平成29年の新春を迎えるに当たりまして、皆様方のますますのご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、今後とも、市政運営につきまして、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（寺尾重雄君） 本日はご苦労さまでした。

午前11時21分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第80号～議案第90号の総括審議
1. 陳情第5号の総括審議
1. 議案第91号の総括審議
1. 諮問第2号の総括審議
1. 発議案第11号の総括審議
1. 議員の派遣について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員